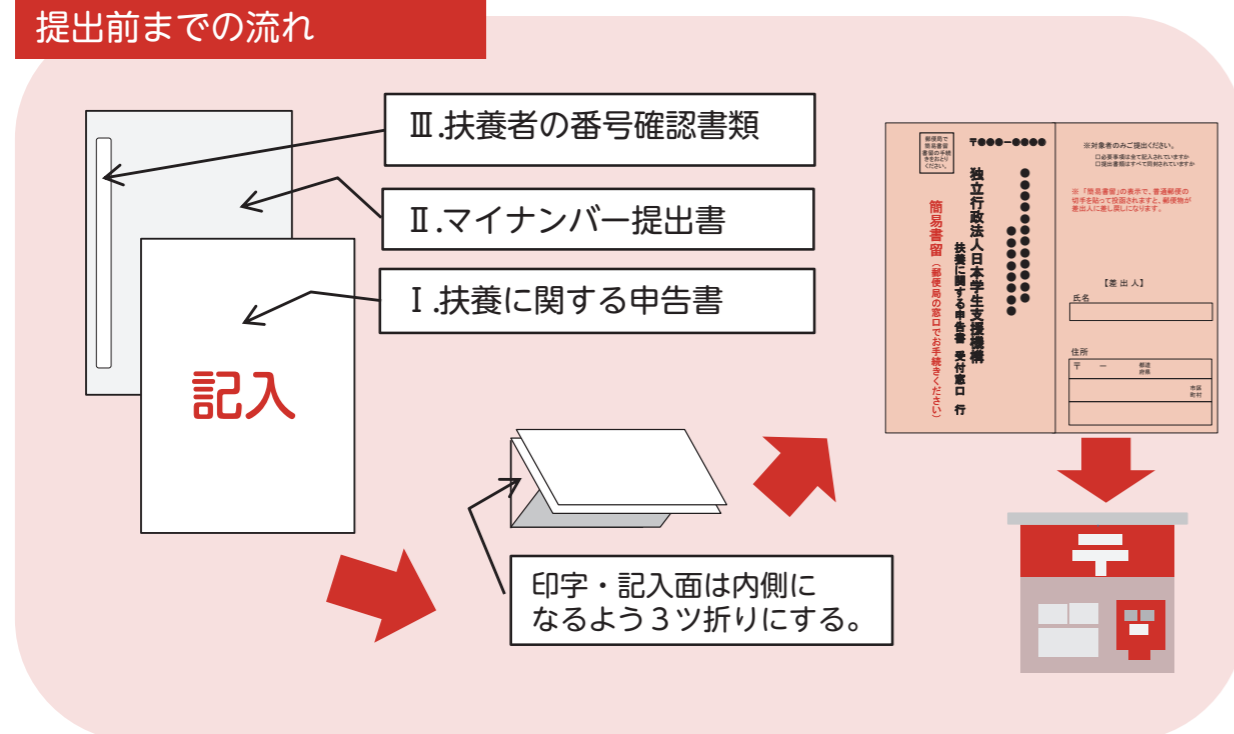


書類の提出方法

提出前のチェックシート

- I.扶養に関する申告書
- II.マイナンバー提出書 (兼扶養者の番号確認書類提出台紙)
- III.扶養者の番号確認書類 (II.マイナンバー提出書に貼付)

提出前までの流れ



提出期限：**2022年6月13日(月) 消印有効**

必要書類すべてを「返信用封筒(桃色)」に入れて、郵便局の窓口から簡易書留で郵送してください。

本件に関するお問い合わせ先

TEL 03-6738-9247

- ・受付時間 平日9:00~18:00(土日祝日除く)
- ・料金をご本人負担となります。

奨学金の返還等に関するお問い合わせ先

日本学生支援機構 奨学金相談センター
TEL 0570-666-301(ナビダイヤル)

- ・受付時間 平日9:00~20:00(土日祝日除く) ・料金をご本人負担となります。

【重要】 (2022年10月~2023年9月返還月額算出用)

独立行政法人 日本学生支援機構

提出方法のご案内(対象者のみ)



2022年10月から2023年9月までの返還月額を2021年分の所得に連動して算出します。奨学生本人が2021年12月31時点で扶養されていた場合、書類の提出が必要となりますので、本紙をよくご確認ください、書類の提出をお願いします。

扶養されていた場合(2021年12月31日現在)

奨学生本人と扶養していた扶養者の所得をあわせた金額に連動し、返還月額を算出しますので、以下の書類の提出をお願いします。

提出書類

- I.扶養に関する申告書 (奨学生本人が署名)
- II.マイナンバー提出書 (扶養者が署名)
- III.扶養者の番号確認書類 (II.マイナンバー提出書に貼付)

提出期限

2022年6月13日(月) 消印有効

【注意】 提出書類の未提出や不備、期限を過ぎて提出した場合には、2022年10月から2023年9月までの返還月額が、定額返還方式で算出した金額になります。

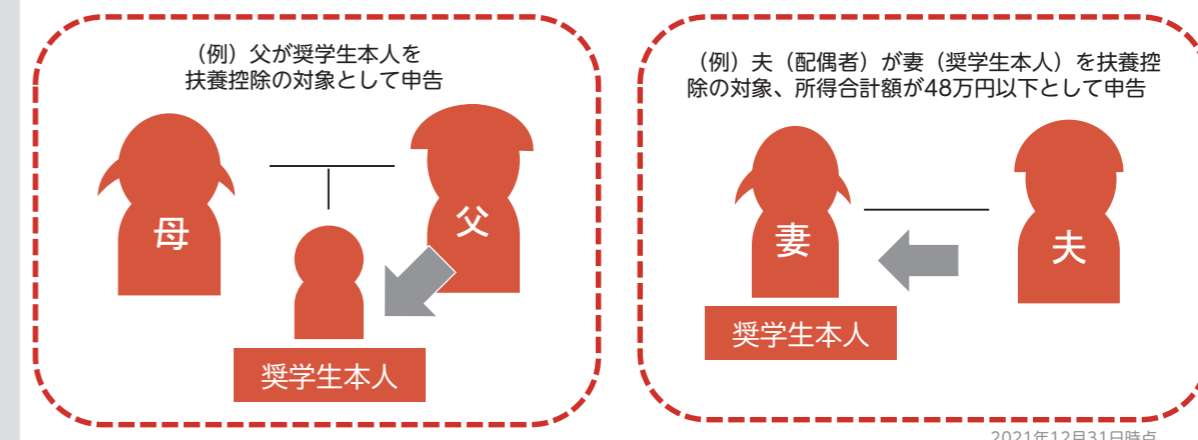
扶養されていなかった場合(2021年12月31日現在)

書類の提出の必要はありません。手続きは不要です。

奨学生本人の所得に連動し、返還月額を算出します。

扶養とは?

2021年分の年末調整や確定申告において、ご家族のどなたか(例:父・母・夫等)が奨学生本人を住民税や所得税の控除対象として申告していた場合、扶養されていたこととなります。



I. 「扶養に関する申告書」の書き方

奨学生本人が扶養されていた場合は、奨学生本人の申告が必要です。
奨学生氏名（自署）と記入日をご記入の上、期日までに提出をお願いします。

■ 「扶養に関する申告書」

扶養に関する申告書

奨学生本人が扶養されていた場合は、奨学生本人と扶養者の所得の合計額に基づき返還月額を算出します。以下にあてはまる方は、必ず「扶養に関する申告書」と「マイナンバー提出書（兼扶養者の番号確認書類提出台紙）」及び扶養者の番号確認書類の提出をお願いします。

2021年分の年末調整や確定申告において、
①奨学生本人のご家族のどなたかが、奨学生本人を住民税や所得税の控除対象者として申告していた場合
②奨学生本人の配偶者が、奨学生本人の所得（合計所得金額）が48万円以下であると申告していた場合

奨学生氏名と記入日をご記入の上、期日までに提出をお願いします（難易書留）。なお、奨学生本人のマイナンバーは提出不要です。扶養者のマイナンバーのみ提出してください。

独立行政法人日本学生支援機構 理事長殿

私は、2021年12月31日現在の状況において、扶養されていたので、扶養者のマイナンバー（個人番号）と共に申告いたします。

奨学生氏名（自署）： 記入日：（西暦）2022年 5月 22日

機構 太郎

本用紙右上の「奨学生本人情報」に記載されている内容に間違いがないかご確認ください。印字された奨学生本人情報に誤りや変更がある場合は、スカラネット・パーソナルから変更をお願いします（「提出方法のご案内」P.2参照）。

提出期限：2022年6月13日（月）消印有効

① 奨学生本人情報の確認
記載されている内容に間違いがないかご確認ください。
●奨学生番号 ●カナ氏名
●漢字氏名 ●生年月日

誤りや変更がある場合

スカラネット・パーソナル

改姓・住所・電話番号等の変更手続きはスカラネット・パーソナルをご利用ください。



② 奨学生本人の氏名
奨学生本人が正確に自署してください。

③ 記入日
記入した日を西暦でご記入ください。

記入内容を訂正する場合は二重線で消して、枠内の余白に正しく記入してください。
奨学生氏名（自署）を訂正する場合は、フルネームを二重線で消して、枠内の余白に正しくご署名ください。

訂正をする際、紙貼り、修正液、字消し等の使用やなぞり書きは、認められません。

必ず、他の提出書類（Ⅱ.「マイナンバー提出書」Ⅲ.「扶養者の番号確認書類」（Ⅱ.マイナンバー提出書に貼付））とあわせて、ご提出ください。

Ⅱ. 「マイナンバー提出書（兼扶養者の番号確認書類提出台紙）」の書き方

所得連動返還方式に関する奨学生の返還月額の算出のため、利用目的を理解したうえで扶養者のマイナンバー提出をお願いします。

■ 「マイナンバー提出書（兼扶養者の番号確認書類提出台紙）」

- ① 記入日
記入した日を西暦でご記入ください。
- ② 扶養者の情報
扶養者の方が正確に自署してください。
- ③ 本人との続柄
奨学生本人から見た続柄をご記入ください。
- ④ 扶養者のマイナンバー
扶養者のマイナンバー（個人番号）をご記入ください（奨学生本人のマイナンバーではありません）。 **注意**

【扶養者用】
マイナンバー提出書（兼扶養者の番号確認書類提出台紙）

独立行政法人日本学生支援機構 理事長殿

私は、日本学生支援機構（「機構」という。）での奨学生本人の所得連動返還方式に関する事務（奨学生の返還月額の算出）を行うため、マイナンバーを扶養者として利用する目的を認識したうえで、私のマイナンバーを貴機構に提供いたします。なお、マイナンバー（個人番号）とは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第5条第9項にいう「個人番号」を指し、個人番号を発生した時点で、国及び関係法令が定める範囲で機械で個人番号を利用すること及び必要な個人情報提供を行うことに同意します。

奨学生氏名： 奨学生番号： 記入日：（西暦）2022年 5月 22日

扶養者氏名（自署） フリガナ 姓 氏名 続柄
機構 一郎太 父

扶養者の住所（都道府県から記入） 〒162-8412 東京都 新宿区本村町 10-7

扶養者の生年月日（西暦） 1972年 8月 15日

扶養者のマイナンバー（個人番号） 9999 9999 9999

扶養者（例えば、父・母・夫・妻等）の番号確認書類は、通知カードの裏面のコピー、マイナンバーカードの裏面のコピー、マイナンバー記載の住民票写し（原本またはコピー）です。いずれか1点を貼付してください。詳しくは、同封の「提出方法のご案内」P.3をご覧ください。

※注意事項
・奨学生本人のマイナンバーではありません。
・扶養者氏名欄は、貼付する扶養者の番号確認書類に記載の氏名をご記入ください。
・記入日をご記入ください。
・奨学生本人から見た続柄をご記入ください。（例えば、父・母・夫・妻等）
・扶養者の番号確認書類上の提出欄の住所欄に、必ず「都道府県」を記載してください。
・扶養者氏名欄を訂正する場合は、フルネームを二重線で消して、余白に正しくご署名ください。
・マイナンバーを訂正する場合は下記の訂正例をご確認ください。

※ご提出いただきましたマイナンバー等の書類は、返金で事務に活用することが義務付けられております。本機構におきましても法令の定めにより対応させていただきます。
なお、ご記入いただいた情報は、奨養者（奨学生本人）の返還月額の算出・審査のために利用されます。この利用目的の範囲において、当該情報が第三者に、必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

マイナンバー記入後は、本提出書をコピーしないでください。

Ⅲ. 扶養者の番号確認書類

扶養者の番号確認書類
扶養者のマイナンバーが確認できるものを貼付してください。

扶養者の「番号確認書類」を用意し、貼付してください

下記の番号確認書類のいずれかを1点を貼付してください。番号確認書類が有効期限内であることを確認のうえ、原寸コピー（白黒可）し、**切り取らずに**番号確認書類位置にのりですっきりと貼ってください。

- ① マイナンバーカード裏面のコピー
- ② 通知カードのコピー
- ③ マイナンバー（個人番号）記載の住民票の写し（原本またはコピー）
 - ・扶養者の個人番号のみが記載された住民票（扶養者以外の方が記載されている住民票は、必ず扶養者以外の方の分を黒塗りしてご提出ください）
 - ・個人番号記載の住民票記載事項証明書も可。
 - ※発行日・発行印があり、発行日が6か月以内有効。

- ・コピーをとる際は、氏名・生年月日・発行日・発行者・発行印等が切れないようにお願いします。
- ・文字・数字が判別できるか確認してください（マイナンバーカードはビニールケースから取り出してコピーしてください）。
- ・「通知カード」の発行は令和2年5月25日に廃止されたため、通知カードに記載の住所・氏名等記載事項に変更があった場合は使用できません。また、個人番号通知書は使用できません。